



# こ じんけん まも 子どもの人権を守りましょう



## こ けんりじょうやく ■子ども権利条約とは

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989年11月に国際連合の総会で採択され、日本は1994年にこの条約を批准、発効しています。

この条約では、子どもを人権の主人公として尊重し、大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障しています。

また、子どもが幸せに生きるために、大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。

### い けんり 生きる権利

- ◇ 防ぐ病気などで  
命をうばわれないこと
- ◇ 病気やけがをしたら  
治療を受けられること など

### そだ けんり 育つ権利

- ◇ 教育を受け、休んだり  
遊んだりできること
- ◇ 考えや信じることの自由が守られ、  
自分らしく育つことができること など

### まも けんり 守られる権利

- ◇ あらゆる種類の虐待や  
搾取などから守られること
- ◇ 障がいのある子どもや少数  
民族の子どもなどはとくに  
守られること など

### さんか けんり 参加する権利

- ◇ 自由に意見を表したり、集まって  
グループを作ったり、自由な活動を  
行ったりできること など

## なや そうだん ■ひとりで悩まないで相談してみよう

### でんわ そうだん へいじつ ○電話で相談（平日 8:30～17:00）

子ども人権110番（全国共通フリーダイヤル） ☎0120-007-110

※電話代はかかりません

### そうだん じかんうけつけ ○メールで相談（24時間受付）

インターネット人権相談受付窓口



（QRコードでアクセスできます）

### てがみ そうだん ○手紙（ミニレター）で相談

小・中学校に配られている「子どもの人権SOSミニレター」に相談の内容を書いて

郵便ポストにいれてください。切手はいりません。

くまとりちょう じんけん じょせいいかつやくすいしんか  
熊取町 人権・女性活躍推進課（☎072-452-1004）